

別表

「中小企業等」の範囲

以下に該当する場合を指します。

(1) 中小企業基本法に規定する中小企業者

業種	以下のいずれかを満たす会社又は個人	
	資本金	常時使用する従業員
製造業・建設業・運輸業その他の業種(~ を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる以下に該当する者

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条第1項に規定する34事業)を行っていること 認定特定非営利活動法人でないこと 常時使用する従業員が300人以下であること